

第16日目（9月20日）

議長（松原良道君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、南雲淳一郎君より葬儀のため欠席の届が出ておりますので、これを許します。

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。

（午前9時30分）

議長 ここで、市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 大変、貴重な時間をいただいてまことに申し訳ありませんがひとこと。

先般、上村一郎議員の一般質問の際の学校統合問題に関して、私の発言がごく真意が伝わっていなかったようでありまして、若干の齟齬もあったかと思われま。ここで改めて教育委員会の議事録等を参考にして、もう一度きちんとした見解をお話だけ申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

先般私は上村議員の質問に対しまして、委員の中にもいろいろご意見があり、両極の意見とどちらとも判断がつかねる意見とあって、曖昧な結論といえますか方向であったというお話を申し上げたわけでありま。いろいろ議事録等を調べてみますと平成15年の10月2日に教育委員会を開催してありまして、この際に統合問題が議論されてありま。

委員長から、当時は遠藤委員長であります。この統合問題につきまして、学校を廃止することに対しては心情的な抵抗感はあるようだ。また、一方で複式は好ましくないとの考えもある。やはり統合は住民の意向が一番と思う。委員の皆様も住民の理解が必要との考え方である。委員会として住民の意向を把握しない段階で、統合でまとめるのは問題があると。また、別紙3の項目3で統合について含みを残したいと。こういう発言をしておられます。

それらを受けていろいろご意見あるわけですけれども、中間的な委員の皆さんの発言を1つご紹介申し上げます。委員長と教育長の意見はそれぞれ一理ある。問題が具体的にないでどちらかに結論を出すのは難しい。現状を考えたときは委員長の案で良いと思うということ。この委員長の案というのがここにございますように。ただ、これは正式文書としては受け取った記録がございません。ですので、15年10月14日の1時半に教育委員会と教育長、委員長だったでしょうか・・・（「委員長と委員長代理」の声あり）委員長と委員長代理が私に面会を求めているという記録はありましたので、その中で確かこの文案を説明したと思ひますが、教育委員会の方にも正式文としては残っておりませんし、私どもも町長が正式に受け取った文書としては残っていないわけでありま。

ですが、改築にあたって考慮すべきことという部分の中に、これが先ほど申し上げました別紙3であります。項目3で統合について含みを残したという部分であります。いろいろありますけれども、特に児童数の推移によっては統合に関する学区民の意向を踏まえた上での議論が必要だと。改築にあたってはこれらのことを慎重に検討の上判断することが望ましい。

そして、少数意見として別紙統合可とする意見もあったことも付記すると。こういう内容でありました。

私は、この内容について正式文書として受けていなかったという部分もありまして、あまり念頭になかったということです。これは文書としては存在しておりませんが、教育委員会のまとめとした案では残っていたということでもあります。

そういうことで、私がそういう発言をしたわけではありますが、若干内容が上村議員に答弁した部分とは違っておりますので、ここをちょっと訂正をさせていただいて、教育委員会としては両論併記。ただ、そのときの採決とまでいっておりませんが、ご意見を伺うと先ほど触れましたように「統合すべし」「統合反対」という両論がありして、中間の委員の皆さん方は先ほどふれましたように「結論を出すのは難しい。だから現状どおりしばらくいけばいいじゃないか」というご意見であったということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 日程第1、平成18年陳情第1号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情、および日程第2、平成18年陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出に関する陳情の2件を一括議題といたします。

2件について総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会に9月5日付で付託されました陳情2件について審査の結果をご報告申し上げます。

まず、平成18年陳情第1号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情、本件に対しましては趣旨採択とすべきものと決しました。

それから、平成18年陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書提出に関する陳情、本件については採択とすべきものと決しました。以上であります。

議長 2件を一括して質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 陳情第1号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成18年陳情第1号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情、本件についての委員長報告は趣旨採択であります。報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数。よって、平成18年陳情第1号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

議長 次に、平成18年陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書の提出に関する陳情書に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。この採決は起立によって行います。

平成18年陳情第2号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書提出に関する陳情、本件についての委員長報告は採択です。報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 全員起立。平成18年陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、第185号議案 平成17年度南魚沼ふるさと市町村圏基金事業特別会計決算認定について、を議題といたします。総務文教委員長、種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 それでは、総務文教委員会に付託されました、第185号議案 平成17年度南魚沼ふるさと市町村圏基金事業特別会計決算認定についての審査の結果を報告申し上げます。

審査の状況であります。期日は9月13日水曜日でございました。委員の出席状況につきましては全員出席であります。議長からも出席をいただきました。審査の内容であります。執行部から市長、助役、収入役、会計課長、企画情報課長、水道課長の出席を求め審査を行いました。審査の結果であります。認定することに決定いたしました。以上であります。

議長 委員長審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第185号議案 平成17年度南魚沼ふるさと市町村圏基金事業特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第185号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 日程第4、第171号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)から日程第8、第181号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計決算認定までの以上5件を一括議題といたします。

5件について産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会に付託されました議案5件を審議報告させていただきます。

それぞれの議案に対しては助役出席のもと、各担当課長および係長から出席いただいて、課長から説明をもらい審議をしていただきました。

それでは、最初に第171号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)の審査を報告いたします。主な質疑でございますが、平準化償還金の返済の据え置き期間がなくなったので、18年度償還金分を補正したということか、ということでした。確認していないのでわからない。この平準化債の借入先は市中銀行だという答弁でございます。

次に、財政が厳しいなか、繋ぎ込みを考えて工事の優先をしたらどうか。また、水洗率はその程度かという質問でございましたが、水洗化率は75.8パーセント、塩沢地区が落ち込んでいる。自然流水のため下流より工事することはできないということでありました。

質疑を打ち切り討論。討論なしで採決の結果、第171号議案は全員賛成で可決されました。

つづきまして、第174号議案 平成17年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算の認定について、でございます。主な質疑でございますが、基金を3.6パーセントで六日町時代から運用してきているとのことだが、最近設定したのは何年かということでございます。平成8年3月に3.5パーセントに設定し運用してきていると。10年間繰替運用で対応している。そういうと答弁でございます。

もし、揚水組合から返してくれと言われたら返せるか、という質問でございますが、今の財政状況では一般会計からは出せない。

つづきまして、西山の水量が減っている。上の原揚水施設はどのようにするのかという質

間でありましたが、基本は水で返す考えであるという答弁でございます。

以上で質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論なし。採決の結果、全員賛成で第174号議案は原案のとおり承認されました。

つづきまして、第178号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、でございます。主な質疑でございます。17年度は塩沢町と合併初年度で21人の職員であるが、今後の職員数の計画はどうかということであります。合併前は旧3町で25名であり、今は20名になっている。今後、機構改革の中で分室等を廃止し一本化にすれば、人員の削減は可能であると思う、という答弁でございます。

つづきまして、社会資本整備は進めるべきと考える。新年度の影響はどうかということでありました。平成25年には終わらせたい。新年度の整備期間を延ばしても理解が得られないという答弁でございます。

もうひとつでございますが、全納報奨金制度について。要望者は多いのか、また財政運営に効果はあるのかという質問に対して、全納報奨制度は一括全納制度で要望者が多く17年度では7割の全納者があった。財政運営にも効果があり、この制度は継続していきたいという答弁でございます。

もうひとつ、下水道事業では平成25年の完了年度に向かって事業が行われているが、工事の発注方法はどうか。業界には4ランクA B C Dがあるが、管内業者への配慮で工事の単位はどのようにされているか。また、予定価格の公表をされていると思うが入札率はどうか、という質問でございます。答弁では、発注方法については入札参加資格には一定の条件をつけており、市内に本社または営業所を持ち、前年度1,000万円以上の請負実績のある事業者としている。発注については万遍なく受注の機会があるようお願いしている。予定価格公表により落札率が低くなっているという答弁でございます。

以上質疑を打ち切り討論に入りましたが、討論なし。採決の結果、全員賛成で第178号議案は原案のとおり承認されました。

つづきまして、第179号議案 平成17年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定について、でございます。主な質疑でございますが、八海山麓スキー場の今後の運営について、市民スキー場として市民の体力向上の役割を担って運営されてきた。将来も発展的に事業が継続されることを望むが、発想の考えはどうか。という質問の中で、指定管理者制度という構想もあり地元との協議に入っている。地元の体制や考え方を十分検討し、方針を決めたいという答弁でございます。

もう1点ですが、日当と自治体が観光施設を持っている民間委託は、また経済効果は、ということでございます。日当であります、パトロールが8,100円、リフト業務が7,000円から8,100円。当分の間は地元の合意が取れた中で委託して、経済効果は把握していないという答弁でございます。

以上質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論なし。採決の結果、全員賛成で議案第179号議案は原案のとおり承認されました。

つづきまして、第181号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、でございます。主な質疑でございます。有収率が下がっているが、老朽管による漏水が影響していると思うが、という質問の中で老朽管を計画的に整備しているので、その分は減っていると思う。冬季精算分と合併分による検診日の変更により計算期間が短縮され、有収率が減少したものと思う。しかし、まだ老朽管が4パーセントもあるので計画的に改良したいと思う、という答弁でございます。

つづきまして、合併する協議の中で、将来専用水道の皆さんも広域水道に加入することで合併をした。話し合いをしているか。また、留保資金もそれほど必要ではないのか。という質問の中で、強制的に加入させていくことは考えていない。安全・安心の水を飲んでいただくために、今年3月に専用水道の事業者と水道課の職員と、水質の保全と水質の検査の注意点などについての懇談会をしている。今後も年2回ぐらい、いろいろの情報交換を実施して上水加入の理解を得たいと考えている、という答弁でございます。

また、留保資金については17年末では18億円となっておりますが、18年度当初予算策定のときには2億5,000万円程度の元金を見込んでおり、このまま行くと3年ぐらいで半分となる見込みになり、今後の浄水場のコンピューター等の更新をしていくと、多いとは考えていないという答弁でございます。

次に、平成14年に水道法の全面改正で水道事業の全面委託ができるようになったが、当市の現在の状況および指定管理者への移行はどのように考えているか。という質問の中で、委託は水管理が委託、薬品管理も委託。指定管理者の全面委託は、浄水場は可能だがそれ以外は行っていない。また、事業は下水と可能な限り進めている。下水と合わせて行うという答弁でございます。

次でございますが、合併事業で経費の削減をはかっていく場合、下水道工事に合わせて工事執行を行うことは評価できるが、その場合の経費、負担割合は決まっているか。決まっていなかったらどのような割合か、という質問でございます。下水道事業に合わせた分は水道工事費として取り扱っている。ただし、高低差や現場状況の変化があったりするので数字は定めていないという答弁でございます。

最後にもう1点。1億1,000万円の未納、全体でリンクして収納はできないか。という質問の中で、一般の税と少し違って給水停止ができる。税は行政サービスの停止はできない。現状ではリンクできない。という答弁でございます。

以上、質疑を打ち切り、討論に入りましたが討論なし。採決の結果、原案どおり第181号議案は承認されました。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

駒形正博君 質疑ではないのですが、私もこの委員会に所属して審議に加わっているわけです。確認ですが、171号議案の工事の進め方についての質疑に対しての答弁が、「下流からはできない」というふうに聞こえたのですが。

阿部産業建設委員長 下流より工事をするという事です。

駒形正博君 それならいいのです。下流からはできないというふうに聞こえたので、それを確認したいのですが。

阿部産業建設委員長 すいません。下流より工事をしなければできないということになりますのでお願いいたします。

駒形正博君 そうであれば結構です。

寺口友彦君 委員長にお伺いいたします。第178号議案であります、委員会の審議の中で農業集落排水事業、公共下水道、両地域のつなぎこみ率についての説明ならびに質疑があったかということ。もう一つは、つなぎこみ率上昇のための運動についての報告があったか、あるいはその質疑があったかということであります。以上であります。

阿部産業建設委員長 今回の寺口議員の質問に対しては、ありませんでした。

笹木信治君 181号議案についてであります。水道事業の決算ですが、ご承知のように水道事業、この内容改善のためには、一つには利用量を増やすということが求められているわけであります。こうしたことでの取り組みやその他、考え方で議論がありましたらお聞かせ願いたい。

阿部産業建設委員長 私が先ほど答弁しましたように、非常に水道事業のつなぎ込みについては、水道事業の入れることに入るとは、論議をした中で議論がなされてそうしているの質問がされました。

笹木信治君 利用量を増やすということでの取り組みについての議論はありませんでしたか。

阿部産業建設委員長 先ほど答弁したように取り組みにつきましては、議員の皆さんからも積極的に専用水道を入れてくれという意見がありました。ご報告させていただいております。

牧野 晶君 おはようございます。第174号議案の揚水設備維持会、揚水特会についてです。基金5億円だと、金額はちょっとあれですけど。これの繰戻しが、返してくれといわれたら、基金を戻せるかという質問に対し、市の方は一般会計からは戻せないという説明があったというふうに聞いたのですが。

何でも市の条例の基金の中で、基金を振替運用する場合には、確実に戻せる方法をしっかりと財政的な裏づけがあって、初めて基金の運用ができるというふうになっているはずですが。まちがいなくこれはなっております。そういう答弁が出てくるということは、条例にあまりうまくない基金運用をしているのではないかなという。言っては悪いですが、しっかり戻せと言われれば戻せる、という答弁が必要でないかなと私は思うのですが、そういうふうな質疑があったかどうか。なかったかでもいいのでよろしく申し上げます。

阿部産業建設委員長 そういった質疑はございませんでした。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第171号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なし認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第171号議案 平成18年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第3号)本案に対する委員長報告は原案可決でございます。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第171号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第174号議案 平成17年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定について、に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第174号議案 平成17年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定でございます。報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第174号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第178号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第178号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第178号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 第179号議案 平成17年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定について、に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第179号議案 平成17年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第179号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 第181号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計決算承認について、に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

笛木信治君 私は、第181号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、これを認定しないとする立場で討論をいたします。

ご承知のように水道料金は、今、市民負担の中で大きな部分を占めております。とにかく水道というものは命の水でありまして、朝から晩まで水なしには生活できないわけですが、そこが、大きな重い負担となっている。1億円からの未納金があることもそうしたことの証左であります。この事態の改善はまさに急務といわなければならないと考えております。

だいたい水道料の高水準に維持するということの原因は、さかのぼれば昔の話になりますが、水量の過大見込みから設備投資の過大ということが大きな原因になっております。旧塩沢町においては、マンションが18棟とか20棟とか建つというような見込みの上にこの水道事業が進められたわけですが、こうしたことが今、重く我々にのしかかっているということが言えると思います。

こうした事態の改善について何年来も議論をされてきておりますが、つまるところは水道量の利用を増やすということでありまして、この利用量を増やすという点では市内の大手企業、これがまず水道量を使うということが解決の早道ではありますが、なかなかそうはなっていないというところに苦慮するところがあります。さまざまな努力をされているようですが、なかなかこれがまだ実を上げていないという実態があるかと思っております。

そしてもう一つは、この遅々として進まない資金の借換えであります。これは、国や県が関わっておりましてここに大きな責任がありますが、ここにやはり協力にアピールして、この資金の借り換えを進めながら水道会計の改善を図り、市民の負担の軽減を図るということがなければならないと考えております。そうした意味で、今後ますますこの取り組みを強化

していただくということも合わせながら、本決算について認定しないという立場で討論をします。

議長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

(発言者なし)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定であります。第181号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計決算認定については、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数。よって、第181号議案は原案のとおり認定をすることに決定をいたしました。

議長 日程第9、第169号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から日程第16、第183号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの以上8件を一括議題といたします。

8件について社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 本委員会は平成18年9月5日に付託された案件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

ちょっとすみません。用紙が間違っているようです。

議長 暫時休憩といたします。

(午前10時06分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前10時07分)

和田社会厚生委員長 ということで、5日に付託された案件について審査を行ったので報告いたします。

審査の状況については9月8日に全員出席、議長からも出席をいただき審査を行いました。内容については、執行部、市長、助役、市民課長、税務課長、収納対策室長、福祉課長、保健課長、大和病院事務長代理、大和病院維持課長、大和病院庶務課課長補佐、城内病院事務長の出席を求めて審査を行いました。審査の結果であります。

第169号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 原案可決であります。

第170号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号) 原案可決であります。

第172号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号) 原案可決であります。

第175号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、この議案については反対討論がありまして、賛成多数で認定であります。

第176号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、認定であります。

第177号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、認定であります。

第180号議案 平成17年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、認定であります。

第183号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、認定であります。なお、各議案について、主だった質疑を報告させていただきます。

169号議案について国保会計補正であります。この10月から保険財政協同安定化事業これが新設をされるということです。これは本会議でも話があったわけでありましてけれども、このことによって結果的に健診事業を活発にやっていて、いわゆる医療費の少ない自治体が若干負担が多くなるという制度だということで、この辺についての議論がありました。また、このことについては特に市長からも、あまり喜ばしい方法ではないということの発言がありましたが、そういう議論がありました。

それから、第170号議案 介護保険の補正であります。このことについてはいわゆる特定高齢者の把握ということでこれをひとつ、今、65歳以上が7,500人ぐらいいるようでありましてけれども、5パーセントぐらいを目標としての実態調査をやる。これについて18年度はそうはいつでもということで3パーセント、19年が4パーセント、20年に5パーセントということで、特定高齢者の実態把握に努めると。こういう考え方が説明され質疑がありました。

第175号議案 国民健康保健特別会計決算認定であります。特にここでは滞納者、滞納額というものがそんなに減らないということの質疑答弁があったわけ。このことについては、現年課税分の税徴収を優先したということだというような話がありまして、滞納世帯は全世帯のほしい12パーセントくらいだということも、ここで質疑答弁があったわけあります。

それから、第176号議案の介護保険特別会計であります。介護保険についても滞納が若干あるようであります。これは介護保険法で2年で時効になるという話を聞かさせていただいたわけでありまして、今までは、督促状あるいは電話によるお願いということで、特に臨戸徴収といいますかそこまではしなかったが、今後はそういうことも考えなければならないというような答弁であり議論がありました。

あとは、第180号議案の訪問看護特別会計であります。これも特に利用料の滞納はなく、今、看護師、保健士、理学療法士、作業療法士の9名でこの特別会計を運営しているということで、利用実人数は220人ぐらいを年間やられているという決算の内容だということであります。

第183号議案の病院事業会計特別会計であります。これもいろいろ議論があったところです。決算ということで、いわゆる診療費の未納の内容はどうかということです。これは16年末ということで、大和の病院で152人、1,500万円くらい。城内病院では2人で36万円くらいですが、この城内の分についてはすでに入金済みだと。こういう報告をいただきました。以上であります。

議長 8件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 委員長に審議についてお尋ね申し上げます。まず、175号議案であります。国保料の滞納についての質疑があったそうでありますが、旧大和町の国保料算定方法が旧六日町に近いもので決定されたわけであります。そのことは、旧大和町の国保の収納について影響は出ているか、というような質疑があったかということをお聞きします。

もう1点は183号議案であります。リハビリセンターが設置をされて営業しているわけですが、それが病院会計についてどの程度影響がでているのかということと、今後についてここまで拡充をしたいというようなことについての質疑があったかどうか。以上2点であります。

和田社会厚生委員長 175号議案、国保料の算定の大和と六日町云々の寺口議員の質疑は、ありませんでした。

それから、病院のリハビリの関係です。リハビリ棟が今年度、18年度に併設されあそこに整備されたわけです。これはいわゆる17年度決算ですから、直接的には17年度決算には出ないというふうに私ども。したがって特にこのことについての質疑はなかったように思っています。

岩野 松君 170号議案の滞納について関連してお伺いします。滞納者が全体の約12パーセントというふうにおっしゃいました。その中の質疑として、特に法定減免制度というので7割、5割、3割というのがあるのは、市民がみんな知っているかどうかということ。そういうものがあれば滞納への軽減にも、それがわかって事前にしていけばつながるのかなとも感じているのですけれど、そういう質疑があったか。

それと、市長が認めるときにはその減免もある、という項目も確かあると思うのですが、それについてどういうときにそれが適用になるのかというようなことが質疑あったかどうかお聞かせください。

和田社会厚生委員長 175号議案ですね。175号議案について国民健康保険の特別会計の滞納によつての、おそらく保険証の発行、発給に関連するという質問だと思います。討論のときに、そういう資格証なり短期証の発行に、今現状では問題があるからというような議論がありましたが、それまでの一般的な質疑の中でそこまでの議論はなかったような気がします。なかなかすべて覚えていられないので、すみません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第169号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第169号議案 平成18年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 本案に対する委員長報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第169号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第170号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第170号議案 平成18年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号) 本案に対する委員長報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第170号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第172号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。
第172号議案 平成18年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)、原案に対する委員長報告は原案可決です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第172号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第175号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、に対する討論を行います。

まず、原案認定に反対者の発言を許します。

笛木信治君 私は第175号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、これを認定しないとする立場での討論をいたします。

国民健康保険は言うまでもなく市民の命と暮らしを守る最も重要な保険制度であります。しかしながら、この負担区分で、今、所得の格差社会が広がる中では、なかなかこの負担区分に応じきれないという市民が多くなっていることもまた事実であります。それは、本決算においても1,339世帯の滞納者があり、滞納額は4億円を越えているということでも明らかであります。

ご承知のように社会保障制度でありますから、所得や能力に応じて負担をして必要に応じて受け取るというのが大原則でなければなりません、その大原則が崩れてきているということに危惧するものであります。

しかしながら、本制度には南魚沼市では市長裁量による減免を行うことができる制度も加味されております。国は7割、5割、2割の減免制度を設けておりますが、こうしたことを活用して負担の軽減を図るべきであります。市独自の減免制度も多く活用されているというふうには見えておりません。こうしたことの活用を図りながら市民の負担軽減を図り、命と暮らしを守る最前線の砦であるこの国民健康保険制度をきちんと守り発展させていくということではならなければならないと思います。そういう点で不十分な点があるというふうに考えますので、以上をもって反対討論といたします。

議長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定であります。第175号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第175号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第176号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、に対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第176号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、176号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第177号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、に対する討論を行います。まず、原案認定に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第177号議案 平成17年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第177号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第180号議案 平成17年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第180号議案 平成17年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第180号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 第183号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。第183号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計

決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第183号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は10時50分といたします。
(午前10時30分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
(午前10時50分)

議長 日程第17、発議第13号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出について、を議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第13号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第13号は否決されました。

議長 日程第18、発議第14号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書の提出について、を議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

種村充夫君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第14号 公立高校と私立高校の学費と教育条件の格差解消をめざし私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第14号は可決されました。

議長 日程第19、発議第15号 社会保険行政の見直しを求める意見書の提出について、を議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

和田英夫君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 見直しを求める意見書ということですが、中身が、目的がちょっと正直私にはわからないので、単刀直入にどういうふうに見直しを。住民の利便性確保、広報啓発、効率化と住民の安心と期待の持てる、というふうにあるわけですが、それをするためには何すればいいかが書いてないので、これを国の人が受け取って理解できるのかなというふうに、すみませんが私はこれを読むと見えるのです。討論しようかなと思ったのですが、ここでやりますけれども。

たとえば、前段でいけばいいことが書いてあるなと私も思ったのです。不正処理をしたとか云々とか。それであれば、社会保険庁の不正を許さない意見書とか。でもこれは前段で、後段の方になるとさっき言ったとおりになってしまうので、具体的に何が、というのが私にはわからない。その点をどういうふうに考えているのかお願いします。

和田英夫君 それで、ここで言われるほど簡単な問題ではないということは、先ほど言った総裁候補が、今まで出した法案ではだめだから見直しには今期の国会では難しいだろうと、これだけ複雑だということですから。私がここで訴えたいのは、いずれにしても今の社会保険庁のやっていることについては、非常に大勢の国民が、何をやっているのだ、という

感情はそのとおりと思うのです。

したがって、個々の批判ではなくて、私はとにかく国会の先生方や政府機関が優秀な能力を結集して、全国民が安心して入れる、任せられる年金行政をお願いしますと。これを地域の議会から上げることで、上の国会の先生方なり役人も考えるわけです。

そうは騒いでも地方議会は何も意思表示していないではないかということになると、これはやはり上の皆さんの責任感も薄くなるわけでありますので。なかなか何をするなんてことがわかるくらいなら、私は今ごろ厚生労働大臣になってやっています。

牧野 晶君 言われることはわかるのですけれども。ということは、白紙委任状を渡すということになるわけですね。それに対して文句を言いませんよというふうに、この意見書だけだと。と私は思うのです。なので、これだと意見書を出すにはちょっとまずいのではないかなと。安心して信頼できるというのであれば、その前段の部分を強調していくとかすれば、前回の市町村に移管してくるといふうな方がわかりやすいのではないですかと。それに対してはまた賛成、反対分かれますけれど。これだとすみませんが、白紙委任状ということになってあまり趣旨としてよくないのではないか。意見書としてよくないと思うのです。

和田英夫君 したがって、前段に、近年の社会保険庁がどういうことをやってきたのか、きちんと文書としてあらわして、これは批判しない。これは決して全国的に良いことではないと。こういうことのない、悪いことをしないで国民がより安心してできるということですから。

ここでたとえば具体的に、かつての市町村の保険事務とかそういうことまで我々は言わないが、いずれにしても総論でしかありませんけれども、それは今度は国会の責任ですから。ここでとても牧野議員の満足できるような答弁はしません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。原案に反対の発言者いませんか。

(発言者なし)

次に原案に賛成者の発言を許します。

中沢俊一君 決算議会ということで立場上3日間黙っておりましたので、少ししゃべらせていただきます。まとまっておりませんがお願いいたします。

私は原案に賛成の立場で討論に立たせていただきました。私も経済的にだいぶ弱い時期がまだ続いているわけでありますが、ある時期、年金の延納をしてしまったことがあります。来ていただいて私は2か月分ということに払ったわけですが、あとで通知がきました。実は1か月分よかったと。この1か月分は次の年金に繰り入れることを認めるとかなんとか非常に高圧的な文書でありました。

そんなこともあって、平成何年でしたでしょうか、六日町の場合は納付率が90パーセント前後あったと思ったのですけれども、いっきに14パーセントほど下がりました。やはり、そういう市民の細かい感情であるとかいろいろな家庭の事情であるとかに精通している、この中断に書いてありますけれども、市町村の事務の方へこれをもう1回返すということも私は必要かと思っております。

確かに今、提出者の方から国会でのいろいろな動きがありましたけれども、なかなかこれも一筋縄でいくとは思っておりません。民間といいますか、公務員の立場を離れた社会保険庁も確かにできることはできるでしょうけれども、中身が変わらなければやはりなかなかうまく機能しない。国民の信頼が受けられないと私は思っております。

189兆円といわれる年金の基金もあるわけですけれども、なかなかそれが国民には浸透していない。安心が行き渡っておりません。そのようなこともきめ細かく市民に説明をして、そして年金に対する信頼を確保していく。これもやはり市町村、ひいては我々議会が判断を下すべき私は大事なことだと思っております。

そんなこともございまして市民の生涯を保障すると、大事な年金を守っていくということも議会の良識の中で判断していただきたい。そんな思いも込めましてこの案に賛成するものであります。全員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第15号 社会保険行政の見直しを求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第15号は否決されました。

議長 日程第20、発議第16号 道路特定財源に関する意見書の提出について、を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

阿部久夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笹木信治君 ひとつお聞きします。道路特定財源が地方の道路建設に大きく貢献してい

るというお話がありました。この道路特定財源のうちでいわゆる地方道路、国道も入るのでしょうけれど、我々の身の回りの道路に使われている割合と伺いますか。私はかねがね道路特定財源というのは、ややもすれば高速道路であるとか、本四架橋であるとか、そういう大型公共プロジェクトの道路事業に多く使われているのではないかという考え方を持っています。提出者はいったいこのうちのどのくらいの割合が、そうした地方道路に使われているというふうにお考えでしょうか。

阿部久夫君 詳しいことは正直、正確なところは把握しておりませんが、特に、もちろんいろいろな形で使われていると思いますけれども、地方には多くの財源が入っているものと確信しております。

岩野 松君 道路特定財源について、今の質問者にもあったのですけれども。では、道路全般で地方の道路と国の道路に使われている割合というものが、もしわかりましたらお聞かせいただくとありがたいのですけれども。

阿部久夫君 先ほど笛木議員にも言いましたけれども、はっきりしたことはわかっておりませんので、答弁することはできません。勉強不足ですみません。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 道路特定財源に関する意見書に対して、私は反対の立場で討論に参加いたします。

道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源確保のために作られたものであることは承知しております。しかし、現在では国民の大多数の人は、これ以上大型道路は必要でないと断言しています。生活道路である県や市町村道路の整備は、住民にとっても切実な要求であり、その点ではこの意見書とも私は共通する意見を持っております。しかし、道路財源を特定に求めるこの方法は改めて、地方交付税および一般財源にしていくことこそ、地方分権のこの主旨にかなうのではないかと考えております。

今、私は質問しましたけれども、私の資料が古いのでなおさら質問したのですが、道路特定財源はガソリンや重油税は大型道路整備、これは国の管轄になり道路公団や本四架橋というのですか、四国の道路の借金返済、四国の橋の借金返済に今まで充てられてきました。それが今年で終わると言われています。そして、それはやはり国の大型道路の方に残っていればその分がまた使われる。そうすれば、また大型プロジェクトが創設されるというふうに思っております。

そして、道路設備、総道路の投資の中で私の調査では、特定財源では国が使う分が約60パーセント、そして地方で使えるのが40パーセント。そして一般財源の方からみますと反対に、地方で使う分が66～67パーセント、そして国で使うのが三十何パーセントかに私の調査ではなっているのですけれども。そうであるならやはり一般財源化にすべきではない

かということを私は思っております。

以上のことでこの財源の意見書に反対いたします。大勢の皆さんの賛成をよろしく願います。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決をいたします。発議第16号 道路特定財源に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より議会運営について、各常任委員長より所管事務について、会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 お諮りをいたします。本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会とすることに決定しました。

議長 これで本日の会議を閉じます。

平成18年9月、南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでございました。

(午前11時27分)